

今回の内務案は或意味に於て昨年公言した「労働組合組織の自由」を裏書したものである。見做すことが出来る。然し組合組織の自由の承認と共に當然必要なる「労働組合の精神」及び「労働組合の機能」といふものを果して幾千の程度まで認めてゐるかは甚だ疑問である。

そこで或人が「内務省の道方は濫々ながら息子の言を聞く頃固鎌のやうなものである」と評したのは至言である。

が、要するに内務省が本案を作製する時に「組合の成立」といふことを「組合の成長」といふことを混同したこと、及び組合を消極的に公認するといふ程度に止め積極的に組合及組合員の権利を伸長せしめ様とする意思が毛頭なかつたといふことは注文の内容其のものと稍かに物語りてゐると思ふ。

▼労働運動の進化と善導

所謂「第一期の労働運動」とは單に労働者の資本家に対する反抗一揆に過ぎなかつた、處がそれが進んで第二期に入るといふと、労働組合運動は資本家に対する勢力を制肘する運動、或は自己防衛の運動となつた、而して斯ふいふ様な解釋の下に労働運動が殊に英國にて可なり長い間續けられた。

然しながら今日私共がいふ労働運動とは決してそんな單純なものではない。又、そんな消極的な運動を意味するものではない、労働運動には大きな積極的、建設的使命がある、即ち労働運動の目的は新